

令和 6 年度

第 1 1 回一宮市農業委員会総会

議 事 録

と き：令和 7 年 2 月 2 6 日（水）

ところ：一宮市役所木曽川庁舎 3 階

第 3 研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第11回総会 議事録

令和7年2月26日（水）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 事業計画変更承認意見決定について

議案第5号 農用地利用集積計画決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1番 酒井 敏夫	2番 岩田 良彦
3番 奥 智子	4番 熊澤 宣明
5番 坂井 利弘	6番 林 泰江
7番 近藤 篤誼	8番 佐野 正実
9番 岩田 健司	10番 酒井 正明
11番 小島 かな子	12番 内藤 秀基
13番 （欠席）	14番 佐々 均
15番 浅野 富士男	16番 星野 幸代
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：16名）

1番 木村 光男	2番 伊藤 末雄
3番 伊藤 則夫	4番 後藤 一敏
5番 重松 健三	6番 柴山 守男
7番 木全 博	8番 浅井 孝義
9番 安田 正雄	10番 （欠席）

1 1 番 青山 豊
1 3 番 梶田 政弘
1 5 番 市川 隆久
1 7 番 川井 達朗

1 2 番 後藤 充治
1 4 番 森 義光
1 6 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：1名)

1 3 番 青山 真由美

(農地利用最適化推進委員：1名)

1 0 番 立山 克生

<事務局>

事務局長 長谷川 明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
課長補佐 加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【長谷川事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第11回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【長谷川事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第11回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。14番 佐々均委員さん、15番 浅野富士男委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転9件です。詳細は、2ページから3ページとなります。

2ページの66番につきましては、一般競争入札により、経営拡大のため所有権を移転されるものです。67番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。68番から70番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。3ページの71番、72番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。73番、74番につきましては、経営拡大

のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法 3 条許可 9 件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 1 号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の 4 ページをご覧ください。

議案第 2 号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第 4 条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用 1 件です。詳細は、5 ページをご覧ください。

1 1 番につきましては、自己用住宅を建築するものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法 4 条許可 1 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

ませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。

まず、議案第3号218番につきましては、成瀬宏満委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<成瀬宏満委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第3号218番を説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の9ページをご覧ください。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、使用貸借権設定1件です。

218番につきましては、分家住宅を建築するものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段に記載されているとおりです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法5条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はござい

ませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号218番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

<成瀬宏満委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第3号を議題といたしますが、関連がございますので、議案第4号「事業計画変更承認意見決定について」も併せて議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

218番を除く議案第3号と議案第4号について、一括してご説明申し上げます。議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第4号からご説明申し上げます。提出議案の12ページをご覧ください。

議案第4号は、事業計画変更承認意見決定についてです。今月の申請は1件です。詳細は、13ページをご覧ください。

2番につきましては、分家住宅を建築するため、2025年1月21日付けにて許可を受けましたが、使用貸借権設定から所有権移転に変更するため、再度農地転用の申請を行うものです。今回、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第5条の許可申請が提出されております。新たな5条許可申請は、8ページ議案第3号212番として上程されております。提出議案の6ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。申請内容は、先ほどご審議いただきました218番を除き、所有権移転10件、使用貸借権設定7件、賃借権設定4件です。詳細は、7ページから11ページとなります。

7ページの207番から9ページの219番につきましては分家住宅、

220番、221番につきましては自己用住宅、10ページの222番、223番 につきましては店舗を建築するものです。以上、16件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。224番、225番につきましては駐車場、226番につきましては駐車場兼資材置場、11ページの227番につきましては、ちびっこ広場として利用されるものです。228番につきましては、砂利採取のため一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法5条許可21件及び事業計画変更承認意見決定1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、218番を除く議案第3号及び議案第4号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画決定について」を議題としますが、私（熊澤会長）が関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんので、議長を副会長に代わり、この案件を審議させていただきますので宜しくお願いします。

<熊澤宣明会長 退席>

<議長交代 小島かな子副会長が議長となる>

【小島議長】

事務局、議案第5号について説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の１４ページをご覧ください。

議案第５号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、１５ページから１７ページとなります。

１６ページの１番から６番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、賃借権を設定されるものです。７番から１７ページの１５番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用集積計画１５件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【小島議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【小島議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【小島議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第５号については、原案どおり可決・決定することといたします。

それでは、議長を会長に代わります。

<熊澤宣明会長 自席に戻る>

<議長交代 熊澤宣明会長が議長となる>

【熊澤議長】

次に、日程第３「報告事項」を議題とします。

- ・報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第３号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの5件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから7ページの所有権移転16件、使用貸借権設定3件、賃借権設定1件です。8ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、9ページの3件です。

以上、報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第3号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第3号までご承認いただいたものいたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第11回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

閉会（午後2時20分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

議 長 小島 かな子

署名者 佐々 均

署名者 浅野 富士男